



10月

「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間

「その身元調査は必要ですか？」なくそう部落差別

結婚差別や就職差別などは重大な人権侵害をもたらします。この条例は、部落差別事象の発生を防止し、基本的人権を擁護するため、部落差別事象を引き起こすおそれのある個人および土地に関する事項の調査・報告などの行為を規制しています。部落差別につながるおそれのある調査の依頼はやめましょう。

問合先 人権推進課



条例啓発シンボルマーク

10月23日(水)～29日(火)
放置ボンベ撲滅週間
「ありませんか
あなたの周りに放置ボンベ」



ごみ置き場、建設現場、空地などに投棄されているボンベや長期間使用されていないボンベは危険です。ボンベの中には、高い圧力のかかったガスが入っています。ボンベが錆びていたりすると強度が低くなり、少しの衝撃で破裂する恐れがあります。みなさんの身の回りも、今一度ご確認ください。

発見したら：

- ボンベが錆びていたり、変形していたら絶対に触らない
- ボンベに表示されている電話番号へ連絡する
- 所有者不明や電話番号が表示されていない場合は、泉州南広域消防本部まで連絡する

連絡・問合先 泉州南広域消防本部 警防部 予防課 (☎469・0886 Fax 460・2119)

10月1日は

浄化槽の日

浄化槽は微生物の働きによって生活排水をきれいな水にする装置ですが、維持管理が適切に行われないと水質が悪化したり、悪臭が発生することがあります。浄化槽の管理者には、「保守点検」「清掃」「定期検査」が義務付けられています。ルールを守って、浄化槽が機能を十分に発揮できるよう正しい使い方と管理をお願いします。

浄化槽を撤去するときには、内部に残存している汚泥などの処理が必要ですが、これは市の許可を受けている業者にしかできません。不適正な処理を行うと廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に違反する行為(不法投棄)となり、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下の罰金)に処せられます。必ず市の許可業者に依頼してください。

問合先 環境衛生課



10月は

骨髓バンク推進月間

一人でも多くの血液疾患の患者さんを救うため、骨髓バンクについてのご理解とご協力をお願いします。市においても骨髓・末梢血管細胞提供者(ドナー)の増加や骨髓・末梢血管細胞移植を数多く実現していくことをめざし、ドナーに対して助成金を支給します。また、骨髓移植、抹消血管細胞移植、臍帯血移植を受けられた人で、その手術後に定期予防接種ワクチンの再接種が必要である人に対しては、接種費用を助成します。定期予防接種ワクチンの接種費用の助成を希望される人は、必ず接種前に相談してください。

問合先 健康推進課

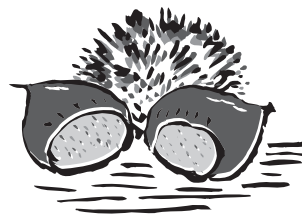
PCBが含まれた電気機器などはありませんか？

PCBは処分期間内に処理しなければなりません

事務所や自宅などで、PCBが含まれた電気機器など(変圧器、コンデンサー、業務用の照明安定器など)を保管・使用していませんか？事業所の電気室、キュービクル、倉庫などの

点検をお願いします。PCBを含む電気機器などは、処分期間内(高濃度：令和2年度末まで、低濃度：令和8年度末まで)に処理が必要です。確認方法や届出などの詳細は、問い合わせください。

問合先 府産業廃棄物指導課 (☎06・6210・9583)



薬物乱用は

「ダメ。ゼッタイ。」

10・11月は麻薬・覚醒剤乱用防止運動月間です。最近、青少年の間で、大麻や危険ドラッグなどの薬物の乱用が増加しています。これら乱用される薬物の心身への被害は大きく、時には死亡にいたることもあります。薬物乱用を許さない社会をつくり、青少年を薬物乱用から守りましょう。

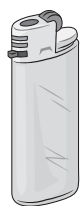
問合先 健康推進課

中身が入ったまま 出さないで！

カセットボンベやスプレー缶は月に2回、使い捨てライターは粗大ごみとして収集を行っています。必ず中身を使い切った状態でごみ出しをお願いします。これまでも、泉佐野市田尻町清掃施設組合第一事業所（ごみ処理場）で爆発事故や、運搬車両での火災、塩素系の洗剤などが混ざりあつて有毒物質が発生したことによる処理場職員の健康被害発生が報告されています。今一度ごみ出しの前に中身が残っていないかを確認し、適切なごみ処理が行えるようご協力をお願いします。

カセットボンベやスプレー缶、使い捨てライターを、直接泉佐野市田尻町清掃施設組合（ごみ処理場）に搬入される場合には、現場の職員に手渡すようお願いします。

問合先 環境衛生課



野外焼却（野焼き）は 禁止です

野外焼却の煙による悪臭などの苦情が数多く寄せられています。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、例外を除き「何人も廃棄物を焼却してはならない」となっています。よりよい環境づくりにみなさんのご協力をお願いします。

【例外的に認められる場合】

- 震災、風水害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要
- 農業・林業または漁業を営むためにやむを得ない
- たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる草木等の焼却であつて、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微

問合先 環境衛生課

周辺の生活環境などに影響をおよぼす恐れがあるときは、行政指導の対象となります。認められた野外焼却でも、できるだけ少量にとどめ、風向き・強さ、時間帯などに十分配慮してください。

ボランティア袋を 配布しています

市では、個人や有志のボランティアとして、道路や溝、公園などの公共施設を清掃していただいた際の可燃ごみに使う「ボランティア袋」を配布しています。集めたごみは、週2回の可燃ごみ収集日にご家庭のごみと一緒に出して収集します。

環境衛生課および社会福祉協議会で配布していますので、気軽に声を掛けてください。

問合先 環境衛生課

戦没者追悼式

先の大戦により死没された人々に対して追悼の誠を捧げ、恒久平和への願いを込めて開催します。参加者全員に献花していただく予定です。

※個別の通知は行いませんので、直接会場へお越しください。

日時 11月1日（金）午前10時～

（受付：9時30分～）

場所 エブノ泉の森

レセプションホール

問合先 地域共生推進課

90歳祝賀 長寿者祝賀行事

市内に居住する満90歳を迎えられた人に祝品を郵送（10月中）でお贈りします。

対象 市内に居住する昭和3年10月2日～昭和4年10月1日生まれの人

問合先 地域共生推進課
※申込不要

市立鶴原共同浴場（扇湯）の休場

市立鶴原共同浴場（扇湯）の脱衣所の床改修工事に伴い、左記の期間、休場します。共同浴場を利用のみなさんには、ご不便とご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。

休場期間 10月28日（月）～30日（水）の3日間

※社会福祉センターより鶴原共同浴場（扇湯）へのシャトルバスも運休します。

問合先 地域共生推進課



かんくうNEWS

問合先 関西国際空港案内（☎455-2500）
ホームページ <https://www.kansai-airport.or.jp/>

■「そらやん」グッズが3空港で販売開始！

9月20日（金）から、関西エアポートグループ公式キャラクター「そらやん」の新品が関西国際空港・大阪国際空港・神戸空港にて販売開始となりました。「そらやん」は、飛行機をモチーフにしたシルエット・ほのぼのとした表情がポイントで、空港でのイベントなどを中心にお客様をお出迎えしています。今回販売されるグッズについて、取扱店舗などの詳細は、「そらやん」の公式Twitterにて随時配信しますので、ぜひご確認ください。

そらやん公式Twitter (https://twitter.com/kankun_sorayan)



@Kansai Airports SORAYAN

応急手当普及員講習会・再講習

再講習

応急手当普及員講習とは、主

に事業所や防災組織などの構成員に対して実施する、普通救命講習および救命入門コースの指導に従事する応急手当普及員を養成する講習です。自身の所属する事業所などで、応急手当の普及啓発が必要な人や、各組織で防災業務を担当されている人などの受講が推奨されます。

※認定されると、指導した救命講習などの受講者に対し、泉州南消防組合が発行する「救命講習修了証」を交付できるようにあります。

バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）が勇気をもって救急隊到着までに応急手当を行うことで大切な命を救える可能性が向上します。また、バイスタンダーが善意で実施した応急手当については、その結果責任を問われることはないと考えられていますので、みなさんの力でたくさんバイスタンダーを育成しましょう。

日時 11月12日(火)～14日(木) 午前9時30分～午後5時30分
※再講習会は14日(木) 午前9時30分～午後0時30分

場所 泉州南広域消防本部 5階研修室（りんくう往来北1番地の20）

対象 次の条件を全て満たす人

●泉州南消防組合管内（泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、岬町、田尻町）の在住・在勤・在学者

●泉州南消防組合管内施設における応急手当の指導を行う目的である

●過去に普通または上級救命講習の受講経験がある

定員 各20人（先着順）

申込・問合先 10月15日(火)～30日(水)の平日 午前9時～午後5時30分に電話、FAXで泉州南広域消防本部 警防部 警備課（☎469・0119「音声ガイダンスの後に4番」Fax 460・2119）へ

※受講無料（指定の教材などが必要）



もう住宅用火災警報器は設置されましたか？

住宅用火災警報器は、警報に

より火災を知らせ逃げ遅れを防ぎ、「あなたと家族」の命を守る見張り番です。火災予防条例によりすべての住宅に設置が義務づけられていますので、まだ設置されていない人は、すぐに設置しましょう。

すでに設置されているお宅は、「いざ」という時に住宅用火災警報器がきちんと作動するか点検してください。

問合先 泉州南広域消防本部 警防部 予防課（☎469・0886 Fax 460・2119）

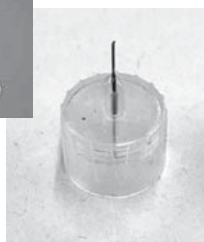


インスリン注射の注射針や点滴針について

可燃ごみや資源ごみ（カン・ビン・ペットボトル）に混入し

て出されたインスリン注射の針や点滴針により、収集や処理作業中に針刺し事故が起こっています。こうした針は医療機関での引取などで適正に処理し、決して可燃ごみや資源ごみの収集には出さないようご協力をお願いします。

問合先 環境衛生課



毒キノコによる食中毒に注意しましょう！

毎年、秋のキノコ狩りシーズンになると、毒キノコを食べたことによる食中毒が多く発生します。嘔吐・めまいなどの様々な症状を引き起こし、死亡するケースもあります。

毒キノコは山中だけでなく、身近な場所に生えていることもあります。素人判断で、野生のキノコを採って食べることは絶対にやめましょう！

【毒キノコによる食中毒を起こさないための注意事項】

●確実に鑑定された食用キノコ以外は絶対に食べない
●食用かどうか、自分で判断しない
●摂ったキノコは、安易に人にあげたり、もらったりしない
【採ったキノコを食べて体調に異常を感じたら…】

すぐに医療機関を受診してください。食べたキノコが残っている場合は、持参して治療の参考にしてもらってください。

問合先 泉佐野保健所
（☎464・96008）

市の奨学金へ

寄付のご協力を

市では経済的な理由で子どもたちが進学をあきらめたり、学校をやめたりすることがないよう、国や府の奨学金制度を補う市独自の奨学金制度を設けています。

しかし、制度の活用希望者は年々増加し、対象であっても、多くの子どもたちを不採用とせざるを得ないのが現状です。

一人でも多くの子どもが奨学金制度を活用できるよう、みなさんからの寄付を募っています。ご協力をお願いします。

問合せ 学校教育課

令和2年度入学予定者

就学時健康診断

来春、小学校入学予定の児童を対象に健康診断を実施します。

実施日・場所など詳しくは、9月に郵送した通知をご覧ください。

対象 平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれの市内在住児童

問合せ 学校教育課

市公園墓地 使用者募集

【区画墓地】

使用者ごとに墓を設ける従来型の墓地です。

募集区画・永代使用料

● 2. 25㎡：

8 区画・1 区画98 万円

● 4. 00㎡：

2 区画・1 区画17 万4 千円

申込資格 泉佐野市に住所または本籍を有する世帯主で、埋蔵する親族の遺骨をお持ちで（遠方の墓地などからの改葬を含む）、1 年以内に墓石などの設置が可能な人

※詳しくは使用申込みのしおりでご確認ください。

抽選日・場所

11月10日(日) 午前10時～市役所3階302会議室

申込期間 10月7日(月)～18日(金)

(土・日曜日除く)

【合葬式墓地】

ひとつの大きなお墓に5千体までの遺骨を一緒に埋蔵する墓地で、市が管理を行います。個人で管理する必要がないことから、お墓の承継の心配がありません。満65歳以上の人については、生前予約も可能です。

使用料 1 体10 万円

※希望者のみ、記名版使用料1枚5万円。

泉佐野市公園墓地の区画墓地を使用している人が、区画墓地を返還して合葬式墓地を利用される場合は、1／2の金額です。

申込資格 次のいずれかに該当する人

①泉佐野市に住所または本籍を有し、埋蔵する親族の遺骨を持つている（改葬を含む）

②死亡当時、泉佐野市に住所または本籍を有していた親族の遺骨を埋蔵する（改葬を含む）

③泉佐野市に住所または本籍を有する満65歳以上で、死後に自らの遺骨を埋蔵する

④泉佐野市公園墓地(区画墓地)を使用している人が、区画墓地を返還して合葬式墓地を使用する

※詳しくは使用申込みのしおりでご確認ください。

申込期間 11月11日(月)～22日(金)

(土・日曜日除く)

いずれも

申込・問合せ 「泉佐野市公園墓地(区画墓地・合葬式墓地)使用申込みのしおり」を入手し、所定の用紙に必要事項を記入・押印のうえ、必要書類を添えて

環境衛生課へ

市立小中学校通学区制度の弾力的運用について

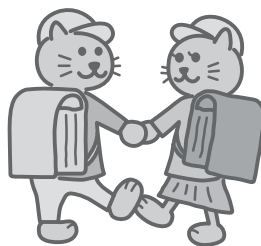
教育委員会では、児童生徒の通学の負担を軽減することを目的に、通学区を弾力的に運用しています。

次のすべての条件を満たせば、本来定められている以外の隣接する通学区の小中学校への就学を許可される場合があります。(児童生徒の通学に対する負担の面などから総合的に判断します。)

なお、来年度対象となる小中学校は下表のとおりです。

条件

- 新入学児童生徒であること。
- 希望校が「受入可能校」である場合で、受入予定人数内であること。



中学校		小学校							変更可能校	受入可能校
日根野	佐野	中央	佐野台	末広	長南	上之郷	北中	日新		
長南	長南	長南、末広	長坂	長南	末広	長南	長坂	長坂	末広	末広

※来年度入学予定児童生徒の受入予定人数は各校30人以内とし、それを超える場合は抽選

●指定校(変更可能校)より希望校(受入可能校)が明らかに近距離であること。

申請・問合せ 11月15日(金)までに学校教育課へ

※変更可能校、受入可能校は、毎年度教育委員会で決定します。

※しおり・募集区画地図は環境衛生課にあります。しおりはホームページ(区画墓地：http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/kankyo/menu/bochi/bosyu_1.html 合葬式墓地：http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/kankyo/menu/bochi/bosyu_2.html からダウンロードいただけます。

www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/kankyo/menu/bochi/bosyu_1.html

泉佐野市

プレミアム付商品券

10月に実施の消費税率の引き上げに伴い、所得の低い人・子育て世帯（0～2歳児）への負担を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、国の補助を受けてプレミアム付商品券の販売を行います。

購入対象となる人には、9月末より順次、プレミアム付商品券の購入引換券および商品券を使用できる店舗の一覧を個別に送付しています。（8月1日～9月30日に生まれた子が属する世帯の世帯主には、10月末に送付します。）ただし、扶養外市民税非課税者は期限までに事前の申請手続きが必要です。

申請期限 11月29日（金）

※転入された人で、他市町村が発行した購入引換券をお持ちの人は泉佐野市が発行する購入引換券との交換手続きが必要になりますので、問い合わせてください。

販売期間 10月1日（火）～来年2月28日（金）

使用期間 10月1日（火）～来年2月29日（土）

問合先

●購入対象者（購入引換券）に関する問い合わせ 市民向けコールセンター（☎0570・666・385 Fax 464・9314）

●加盟店舗登録などに関する問い合わせ 店舗向けコールセンター（☎06・6110・5110）

※対象者など詳しくは、広報いずみさの9月号をご覧ください。



税

問合先 税務課

法人市民税に係る開設届を

法人市民税とは、市内に事務所、事業所または寮などがある法人および人格のない社団など（収益事業を行うものに限る）が納める税金です。市内に新しく会社を設立したとき、事務所などを開設したときは届出が必要です。

（税務署および府税事務所への提出とは別に届出が必要です。）

法人市民税には、国税の法人税額を課税標準として算出する法人税割額と、資本金等の額と市内の従業者数により算出する均等割額があり、事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に、申告書を税務課へ提出するとともに、法人税割額と均等割額の合計額を納付していただくことになります。

※赤字決算となり、法人税額が0円となった場合も、均等割がかかりますので、申告と納付が必要です。また、申告義務があるにもかかわらず申告書の提出がない場合、未申告法人として調査し、その結果により「決定」の行政処分をすることがあります。※詳しくは問い合わせください。



軽減税率制度説明会

税務署などによる消費税の軽減税率制度（軽減税率制度）に対応した経理・申告など）に関する説明会を開催（無料）いたしますので、ぜひ参加してください。また、説明会の日程については、国税庁ホームページにおいて、随時更新しています。

〔国税庁ホームページ〕

<http://www.nta.go.jp/tax/s/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//06.htm>

〔相談の事前予約のお願い〕

税務署では、納税者のみなさんをお待たせしないよう、相談の事前予約制を実施しています。相談内容が申告または納税に直結し、具体的な書類の確認が伴うなど、電話での相談が困難な場合には、所轄の税務署に事前に相談日時の手続きをお願いします。予約の際に、名前・住所・相談内容をお伺いし、相談日にお持ちいただく書類などをお伝えします。なお、税金の納

付相談や確定申告期の申告会場へお越しいただく際は事前予約は必要ありません。

〔改正法人税等説明会〕

法人税関係法令の改正の概要についての説明会を開催（無料）しておりますので、ぜひ参加してください。

日時 10月24日（木）午後2時～3時

場所 エブノ泉の森小ホール

問合先 泉佐野税務署（☎462・3471）



▲ORコード



市・府民税の第3期分の納期限は10月31日（木）です

領収書はお支払い済みの証拠となるものなので、大切に保管してください。

国民健康保険

問合先 国保年金課

国民健康保険証の更新

「新しい保険証を送付します」

現在交付している保険証（薄い茶色）は11月1日以降使用できません。

新しい保険証（薄い緑色）を10月下旬に簡易書留郵便で送付します。届き次第、新しい保険証を使用していただき、古い保険証は破棄してください。

●75歳になる人

11月1日以降に75歳になる人は、保険証の有効期限が75歳の誕生日の前日となっています。それ以降は後期高齢者医療制度の対象となるため、新たに後期高齢者医療制度の保険証を75歳になる前に郵送します。

●外国籍の人

来年の10月31日までに在留期間の満了を迎える外国籍の人は、保険証の有効期限が在留期間の満了日までとなります。在留期間を延長した場合は、保険証の更新手続きが必要です。

保険料の納付はお済みですか？

10月31日(木)は

第5期分の納期限です

保険料を未納のままにしておくと、保険証の有効期限が短くなるほか、資格証明書の交付となる場合があります。また、納期限までに納めた人との公平性を保つため、滞納している人の財産（不動産・預貯金・給料など）を調査し、差し押さえることもあります。納付が困難な事情がある場合は、相談してください。

【口座振替をご利用ください】

国民健康保険料を年金から差し引いて納付される人以外は、原則、口座振替での納付をお願いします。口座振替は一度の登録手続きで納期ごとに自動的に引き落としされるため、納めに行く手間も省けます。

また、保険料の還付が発生した場合には、口座への振込で還付しますので、還付のたびに申請していただく必要はありません。

現在、納付書で納付されている人は、便利で納め忘れのない口座振替の手続きをしていただき、口座振替の推進にご協力をお願いします。



国民健康保険料・

後期高齢者医療保険料

夜間の納付相談と窓口納付

月に1度、夜間相談窓口を開設しています。保険料の納付や国民健康保険の加入（他の健康保険からの切替）・資格喪失手続きもできます。

日時 毎月第3木曜日（祝日除く）

午後5時30分～8時

場所・問合先 国保年金課

※国保年金課窓口では、専用端末にキャッシュカードを通し暗証番号を入力することで、口座振替の手続きができますので、ご利用ください。（大阪泉州農業協同組合、近畿労働金庫は除く。また、一部取り扱いできないカードもあります。詳しくは問い合わせください。）

後期高齢者医療制度

ジェネリック医薬品を

利用してみませんか？

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品（これまで使われてきた新薬）の特許が切れた後に販売される医薬品で、同等の効き目があると国に認められた医薬品です。先発医薬品に比べると、薬の価格が安くなり、自己負担も軽減されます。

ジェネリック医薬品に切り替えるには、医師や薬剤師に相談してください。短期間だけ切り替える「お試し調剤」から始めることもできます。

【切り替え時の注意】

- 先発医薬品と色や大きさ、形などが異なることがあります。
- すべての薬にジェネリック医薬品が対応しているわけではありません。変更できない場合もあります。
- 薬局によっては取り扱っていないジェネリック医薬品もあります。

問合先 大阪府後期高齢者医療
広域連合 給付課（☎06・47
90・2031 Fax 06・4790
・2030）

国民年金

より多くの年金を受けたい人は、ぜひご利用ください

【付加年金】

国民年金第1号被保険者や任意加入被保険者が、定額保険料（月額16,410円）に付加保険料（月額400円）を上乗せして納付すると、次の計算による額が付加年金として老齢基礎年金に加算されます。

●付加年金額＝200円×付加保険料を納めた月数

たとえば10年間付加保険料を納めると…

200円×12ヵ月×10年＝
年額24,000円が加算

必要なもの 年金手帳
申込・問合先 国保年金課

【国民年金基金】

国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せして給付する公的な個人年金制度です。

対象 国民年金第1号被保険者で、定額保険料を納付している人
※60歳以上65歳未満の人、海外居住されていて国民年金に任意加入している人も加入できます。

掛け金 加入時の年齢や性別によって変わります。納めた掛け金は全額、国民年金保険料と同様に、社会保険料控除の対象になります。

申込・問合先 大阪府国民年金基金 ☎0120・65・4192
※付加年金も国民年金基金も保険料の免除や納付猶予、学生納付特例を受けている期間は加入できません。



年金生活者支援給付金 制度がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

【老齢基礎年金を受給している人】

次のすべてを満たしている人

- 65歳以上である
- 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- 年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人】

- 前年の所得額が約46.2万円以下である

対象

- ①平成31年4月1日以前から年金を受給している人。対象となる人には、日本年金機構から請求手続きの案内が9月上旬から順次届きます。同封のがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。
- ②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた人には、年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

問合先 給付金専用ダイヤル（☎0570・05・4092）

※日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

泉佐野市の行政情報番組

泉佐野TV「さのテレ！」 放送時間変更のお知らせ

J:COMチャンネルで放送中の行政情報番組「さのテレ！」について、下記の日程で放送時間が変更となります。

●10月26日(出)
正午～午後0時30分 → 午前8時～8時30分

問合先 自治振興課

※通常の放送時間などについては、裏表紙をご覧ください。



わくわく！大阪産^{もん}直売所めぐり ～農産物直売所合同キャンペーン～

南大阪地域の直売所で、買い物1,000円につき1つ進呈されるスタンプを3～5つ集めて応募すると、各直売所から季節の農産物やお米、加工品など、素敵な賞品が当たります。

「味覚の秋」「収穫の秋」を体感できる農産物直売所へ、ぜひお越しください。

期間 10月12日(出)～11月30日(出)

場所 JA大阪泉州農産物直売所「こーたり～な」(松風台)など、南大阪地域の農産物直売所(9ヵ所)

応募 直売所などで配布する応募用紙にスタンプを3～5つ集め、必要事項を記入し、各直売所に設置した応募箱へ

主催 農産物直売所連絡協議会

問合先 府 泉州農と緑の総合事務所 (☎439-3601)

※当選者には来年1月に通知します。

